

平成 2 7 年第 8 回定例会

(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 27 年第 8 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 27 年 12 月 9 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 27 年 12 月 18 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 27 年 12 月 18 日 午後 2 時 30 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞稚子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞稚子	○	○
5	茂呂竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐 藤 多 一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹 俣 信 行	○	教 育 長	林 伸 行	○
総 務 課 長	齊 藤 昭 一	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総 務 課 主 幹	小 泉 政 敏	○	生涯学習課主幹	藤 原 勝 美	○
住民企画課長	伊 藤 泰 広	○	学校給食センター主幹	佐 藤 美 則	○
住民企画課主幹	篠 原 裕 佳	○	農業委員会事務局長	横 山 智	○
住民企画課主幹	森 井 研 児	○	選挙管理委員会局長	齊 藤 昭 一	○
保健福祉課長	石 川 篤	○	選挙管理委員会次長	小 泉 政 敏	○
保健福祉課主幹	小 野 淳 子	○	監査委員事務局長	川 口 昌 志	○
産業振興課長	横 山 智	○			
産業振興課参事	小 南 雅 誉	○			
産業振興課主幹	小 野 敏 明	○			
建 設 課 長	松 橋 正 樹	○			
建 設 課 主 幹	金 野 茂 幸	○			
建 設 課 主 幹	竹 内 秀 行	○			
会 計 管 理 者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	近 野 幸 彦	○			
住民企画課財政担当主査	青 柳 朋 幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	川 口 昌 志	○	事務局臨時職員	安 瀬 貴 子	○
事 務 局 主 査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	6 番 藤原 英男 7 番 山内 彬
2			諸般の報告	
3	発議	4	津別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
4	認定	1	平成 26 年度津別町一般会計決算の認定について（委員会報告）	
5	〃	2	平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
6	〃	3	平成 26 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
7	〃	4	平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
8	〃	5	平成 26 年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
9	〃	6	平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
10	〃	7	平成 26 年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（委員会報告）	
11	承認	9	専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）について）	
12	議案	78	津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	79	津別町養護老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について	
14	〃	80	津別町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	81	津別町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	82	津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	83	津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	84	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
19	〃	85	津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
20	〃	86	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設）	
21	〃	87	財産の無償貸付について（旧活汲小学校校舎 1 階及び体育館）	
22	〃	88	平成 27 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）について	
23	〃	89	平成 27 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
24	〃	90	平成 27 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	議案	91	平成 27 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
26	〃	92	平成 27 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
27	〃	93	平成 27 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
28	〃	94	平成 27 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について	
29	意見書案	12	子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を求める意見書について	
30	〃	13	T P P 「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書について	
31	報告	12	平成 27 年度定例監査の報告について	
32	〃	13	例月出納検査の報告について（平成 27 年度 8 月分、9 月分、10 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

6 番 藤 原 英 男 君 7 番 山 内 彬 君

の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（川口昌志君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎発議第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、発議第 4 号 津別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

2 番、白馬康進君。

○2 番（白馬康進君）　〔登壇〕　それでは、ただいま上程となりました発議第 4 号津別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、内容のご説明を申し上げます。

会議規則は、当議会での会議運営に関して必要な事項を定めているものでありますが、このたび近年の社会情勢にかんがみ、国会や道議会の規程等を参考にし町村議会標準会議規則の改正が行われたことから、当議会においても次のとおり津別町議会会議規則について同様の改正を行なおうとするものであります。

それでは、定例会説明資料の 1 ページの新旧対照表により内容の説明をさせていただきます。規則第 2 条、欠席の届け出を規定としている条文に、新たに第 2 項として記載のとおり出席による欠席の届け出規定を追加しようとするものであります。

議案のほうにお戻りください。ただいま説明したとおり、第 2 条に 1 項を加える内容の改正条文であります。

附則として、この規則は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、発議第 4 号につきまして内容の説明をいたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

討論を省略し、これより発議第 4 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第 1 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 4、認定第 1 号　平成 26 年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第 10、認定第 7 号　平成 26 年度津別町上水道事業会計剰余金の

処分及び決算の認定についてまでの7件を審議の都合上、一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、認定第1号 平成26年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第7号 平成26年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本件については、去る9月17日、第7回津別町議会定例会において決算審査特別委員会を設置し、当委員会に付託の上、閉会中の継続審査とされましたが、同委員会から審査報告書が提出されましたので、本定例会に付議するものです。

本件7件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

藤原委員長登壇願います。

○委員長（藤原英男君） 〔登壇〕 ただいま議長から指名がありましたので、決算審査特別委員会の審査経過についてご報告いたします。

平成26年度の津別町一般会計ほか5特別会計、1企業会計決算の認定については、平成27年9月17日、第7回津別町議会定例会において本件審査のため議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、津別町一般会計、津別町国民健康保険事業特別会計、津別町後期高齢者医療事業特別会計、津別町介護保険事業特別会計、津別町下水道事業特別会計、津別町簡易水道事業特別会計、津別町上水道事業会計、以上7件の決算審査については、当委員会に付託され閉会中の継続審査とされたものであります。同日、第1回決算審査特別委員会が開催され、この委員会におきまして私が委員長に、副委員長には篠原眞稚子委員が選出された次第であります。

第2回決算審査特別委員会を10月29日に招集し、議場におきまして決算審査特別委員のほか議長、監査委員、理事者、関係職員の出席のもとに開催され、一般会計の歳出については数款ごとに審査を行い、歳入については一括審査を行い、その他附属資料については事項別明細書と合わせ同時に審査を行いました。また、各特別会計については、歳入、歳出一括審査を行い、その結果、当委員会に付託されました一般会

計並びに各特別会計等については、慎重審査の結果、原案のとおり認定することに決定した次第であります。

なお、審査にあたって少数意見の留保はなかったことを申し添えます。

以上のとおり、認定第1号から認定第7号までの各会計の決算審査の経過を申し上げ、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（鹿中順一君） それでは、委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

お諮りします。討論は省略したいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

これから、平成26年度津別町一般会計及び特別会計等の決算認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

はじめに、認定第1号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第2号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第3号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第4号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第5号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第6号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第7号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、認定第1号 平成26年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第7号 平成26年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件については、認定することに決定いたしました。

◎承認第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、平成27年度津別町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程となりました承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度一般会計補正予算（第5号）について）説明をいたします。

専決の理由につきましては、専決処分書のとおり地域活性化・地域住民生活等緊急

支援交付金事業及び国営農地再編整備事業に係る補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためであります。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第1条につきましては、第1項で歳入、歳出予算にそれぞれ2,137万8,000円を追加し、予算の総額を49億2,148万円とするものであります。第2項につきましては、後ほど説明させていただきます。

資料の事項別明細書の歳出から説明いたしますので、5ページから6ページをお開きください。款2総務費、項2地域振興費、目5地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費に1,700万円を追加するものです。先の町長の行政報告にありましてとおり、本年度の上乗せ交付が認められたもので先駆性のある事業としてのタイプ事業として船橋市津別町移住事業の4事業、サテライトオフィスを誘致するなどの企業・しごと支援事業が200万円、船橋市への特産品販路開拓・拡大支援事業として200万円、移住おためしツアーの企画をする移住者支援事業200万円、津別町で婚活イベントを行う結婚支援事業400万円、合計1,000万円の追加になります。

また、開いた8ページのほうになりますが、総合戦略を作成した団体のタイプ2の事業として、地方創生のアイデアを募る先駆的なまちづくり方策提起促進事業として300万円、観光関係者を中心に意見を聞く新たな観光資源・観光ルート発掘発見事業に300万円、乳幼児中心の災害時備蓄品を整備する子ども乳幼児のための防災品備蓄事業に100万円で、合計700万円の追加となります。財源につきましては、すべて交付金の上乗せ交付分で賄うこととなります。

同じ7ページ、8ページになりますが、款6農林業費、項1農業費、目4振興事業費につきましては、国営農地再編整備事業推進事業としまして437万8,000円の増額となります。同事業におきます国営農地再編換地業務につきましては北海道から町が受託、その後、業者に委託することになりますが、受託業務量が増加する見込みから増額するものであります。財源につきましては、最終的には補助事業となるものですが全体の整理が必要となることから現時点では一般財源を充当するものであります。

次に、歳入の3ページから4ページをお開きください。今回の補正に関しましては、交付金事業につきましては全額交付金で財源措置されるもので、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金において地域活性化・地域住民生活等緊急支援

交付金として 1,700 万円の追加となります。

また、歳出でも申しましたが国営農地再編整備推進事業につきましては、不確定の要素があるため事業費が確定する際に整理することとしまして、一時的に全額一般財源で対応させてもらっています。款 18 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、前年度繰越金で 103 万 8,000 円の増額補正、残りの一般財源を款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、普通交付税 334 万円の増額で対応させてもらいました。

それでは、補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条、第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第 1 項の内容のとおりとなります。

以上、補正について早期に事業を行う必要があることから 11 月 10 日付で専決処分をしたところであります。

以上、内容の説明といたしますのでご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6 番、藤原英男君。

○6 番（藤原英男君） 8 ページの新たな観光資源・観光ルートの発掘事業ということで 300 万円、報償費と旅費でそれぞれ 150 万ずつ組まされているわけですが、具体的にどのような形でこの事業を進めようと思っているのか、中身をちょっと教えていただきたいと思います。総務委員会ではきっとあったのかなと思うのですが。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課森井主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） ただいまご質問いただきました地方創生事業の新たな観光資源・観光ルート発掘発見事業ということでご説明させていただきたいというふうに思います。

予算のほうでは、まだ具体的なこちらに来ていただく団体、個人の方、この方々がちょっとまだ特定できなかったものですから報償費と普通旅費ということで半額ずつ 150 万円ということで計上させていただいていますけども、今現在もまだ最終固まっていない状況ではありますが、旅行会社もしくは旅行に関する研究所、広告代理店、

旅行雑誌、このような方々をモニターツアーのようにして来ていただきまして、津別の町を見ていただいて住民では気付かない、見逃しているような、そういった観点を発掘発見していただくということとともに、後々その情報発信ということで津別をPRしていただくことまでつなげていければというふうに考えております。

ただ、まだ具体的な団体、個人の方まだ特定できていないという状況でありますけれども、今急ぎ探しているというような状況になりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 6 ページ、船橋市の移住促進事業、委託料 200 万円、それからその下の結婚支援事業、委託料 380 万円ということで、どちらもPR業務に対して組まれているのですが、結構な額だと思うのですが、具体的にどういう内容をやっているかということを知りたいことが一つ。

それから下の結婚支援事業に関しては、旅費と委託料しか組まれていないのですが、実際にこれ事業を行った場合、こちら側へ来たときの接待というか、そういう予算はまた別に組むのかどうか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課森井主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） ただいま質問いただいた件についてですが、まず移住者、移住の促進事業につきましては、昨日来話に出てきています船橋市の編集長である山崎さんを通じまして、まずPR「まいふな」であったりコミュニティー誌であったり、ネットを通じて応募をさせていただくということを通じて、あとそちらのほうで一括こちらに来る旅費であるとか、滞在費、こういったものもそっくり委託するような形でお願いしようというふうに思っています、ただ、その項目として事業PRというような項目になっているということ、ちょっとそのあたりがわかりづらかったかなという反省点はありますが、そのような形で進めようというふうに思っています。

それと結婚支援事業のほうにつきましても、こちらも事業PRというふうになった

のですけども、PRの部分はもちろん津別町に関しては広報紙を通じてというのが中心になりますけども、船橋市につきましては同じようにコミュニティー誌、あとネットを通じて現在募集をしているというところは昨日の話のとおりなのですけども、こちらに来まして事業全般を北見市の結婚支援事業、いわゆる婚活イベント、既に実績のある方に委託をしようというように考えております。その中で、その委託料の中にこちらに来る旅費であるとか滞在費、あとイベントに要する諸々の経費をそっくり委託してお願いしようというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） ちょっと説明がよくわからなかったのですが、この380万の中に今言ったような内容が含まれているということで理解してよろしいのでしょうか。ちょっと「まいふな」の広告料だけで380万は高過ぎるなと思ったものですから。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課森井主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） ちょっと説明が足りなくて申し訳ありませんでした。実際に船橋のほうへ委託する委託料に関しては、約50万から60万円ぐらいを想定しています。それ以外の約310万から320万ぐらいになろうかと思えますけども、そこにつきましては、向こうから来る女性の旅費、あとこちらでの滞在費、これは男性、女性にもなりますけども宿泊に対する料金、あとこちらの移動に関する部分とか、あとイベントに要することを実際にしようと思っています。中身としましては、お迎えをした日に空港から直接ということになりますので、カーリングを行ったりティータイムをもったり、あとこちらに来たときには、もちろんパーティー形式のお話しの場をもったり、翌日には昼食を一緒につくって食べるというようなことで、仲を取り持つような時間と仕組みを考えていただいた、そういった経費すべてを約310万から320万円の間で北見市の婚活イベント、既に実績を持っている方に委託しようという経費と船橋のPR、その経費二つ合わさって380万円ほどを考えています。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 8ページのまちづくり方策の提起促進事業のこの中身について

てちょっと詳しくお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課森井主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） こちらの経費 300 万につきましては、既にネットを主体に募集を開始しました。今度の広報紙にも載せようというふうにしていますけれども、主にまちなかも一部含まれますけども、津別町全体の地方創生ということで、そちらに対する町民、町外の方、いろんな方を含めた視点でトータルのまちづくりに対する意見、アイデアを募集しようというものになりまして、経費的に見ますと約3分の1ずつになるのですが、100 万円をPRの広告料というふうに考えております。残りの 200 万円のうちの 100 万円を書類審査と応募いただいたまちづくりのアイデアをまず書類審査をしまして、その書類審査を通った最大 10 組の方に津別町に来ていただいて、そこでまちづくりのアイデアを発表、プレゼンテーションをしていただくというふうに考えています。その際のこちらに来ていただく旅費を見合いとしまして約 100 万円を考えております。その方々が発表していただいた内容を最終、まだ審査員は未定ですが審査をしていただいて、賞金というか商品になるか、ちょっとまだこのあたり未定ですが、そういったものを総額 100 万円程度お支払いしようということで、目的といたしましては、アイデアをただ募りたいということだけではなくて、まず津別町という名前を知っていただくということと、その中身についても興味を持っていただくということと、あと発表会を通じてこちらに来ていただくというようなことで津別をトータルで広められるような、そんなような企画にしたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 9 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 78 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 78 号 津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま上程となりました議案第 78 号 津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、内容のご説明をさせていただきます。

まず新たに条例を制定する趣旨と考え方について、説明資料に基づきご説明いたしますので 2 ページをご覧くださいと思います。

1 の社会保障・税番号制度の趣旨についてであります、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、以下「番号法」と省略させていただきますが、番号法に基づき、住民票を有するすべての方に付番される固有の個人番号を利用することにより、国、県、市町村など、複数の機関との迅速な情報連携、添付書類の省略による行政手続きの簡素化など、住民サービスの向上や行政運営の効率化を図るもので、平成 28 年 1 月からその利用が開始することになっております。

次に、2 の条例制定の考え方についてであります、番号法においては、法律に定められた事務のほか、地方公共団体が独自に行う事務についても条例を定めることに

より、個人番号を利用することができるとされております。

このことから町では、現に実施している事務の範囲の中で、個人番号の利用や個人番号を含む個人情報の利用及び提供等が必要な事務について、次の３点の考え方に基づきこのたび条例で規定するものであります。

（１）の独自利用事務における利用及び庁内連携についてであります。番号法第 9 条第 1 項においては、番号法別表第 1 に掲げる法定利用事務について、個人番号を利用することができるとされておりますが、番号法第 9 条第 2 項の規定に基づき、地方公共団体が条例に規定した場合は、社会保障・税・災害対策の事務に限り、独自に個人番号を利用することができるとされております。

（２）の法定利用事務における情報連携についてであります。番号法別表第 2 に掲げる事務を処理するために必要な特定個人情報で、町長または教育委員会みずからが保有するものについては、番号法第 9 条第 2 項の規定に基づき、条例で定めることにより利用することができるとされております。

（３）の同一地方公共団体内のほか関係機関への特定個人情報の提供についてであります。番号法第 19 条では、特定個人情報の提供の制限について規定しております。特定個人情報の提供が認められるのは、番号法別表第 2 に定められている範囲で情報ネットワークシステムを利用して提供する場合、地方公共団体が定めた条例の範囲で同一地方公共団体内のほかの執行機関へ特定の個人情報を提供する場合であります。そのため、番号法第 19 条 9 号の規定に基づき、条例で定めることにより、町長と教育委員会との間における特定個人情報の提供を行うことができることとなります。

以上のことから、庁内で個人番号を利用・提供、または番号法別表第 2 に掲げる事務を処理するために条例を制定するものであります。

次ページの参考資料、番号法（関係条文抜粋）については、個人番号の利用範囲と特定個人情報の提供の制限、さらに「利用」と「提供」の違いを記載しておりますので参考としていただきたいと思います。

それでは、条文にお戻り願います。制定条例の内容についてご説明いたします。

第 1 条は、趣旨として番号法第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする規定して

います。

第2条は、定義として第1号個人番号、第2号特定個人情報、第3号個人番号利用事務実施者、第4号情報提供ネットワークシステムについて、それぞれこの条例における用語の定義を規定しております。

第3条は、町の責務として、町は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国と連携を図り自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする規定しています。

第4条は、個人番号の利用範囲を規定しています。第1項は法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1に掲げる事務及び別表第2の第2欄に掲げる事務と定めています。規定に基づく町長及び津別町教育委員会が独自利用を行う事務は、1枚めくっていただき別表第1をご覧願いたいと思います。この別表第1は、現に津別町が実施している事務について機関、事務、特定個人情報ごとに1から20までそれぞれまとめて列記したものであります。条文第4条第2項のほうにお戻り願いたいと思います。第2項は、第1項の事務についての庁内での情報連携について定めております。ただし書きについては、平成29年7月から、国等とのネットワークシステムにより連携を図ることになることから、連携後においては、みずから所有する特定個人情報であっても、このネットワーク上から特定個人情報の提供が受けられる場合は庁内連携は行わず、ネットワークを利用しなければならないことを定めています。第3項は、法別表第2に掲げられた事務の情報連携について定めたものであります。ただし書きにつきましては、第3項と同様の定めであります。第4項は解除規定であります。他の条例などの規定により、当該特定個人情報と同一の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすと定めております。

第5条は、特定個人情報の提供を規定しています。第1項は、この規定により町長から津別町教育委員会に特定個人情報の提供ができると定めています。

2枚めくっていただき、右側の中段の別表第2をご覧願いたいと思います。この別表第2は、現に津別町教育委員会が実施している事務について、情報照会機関、事務、情報提供機関、特定個人情報ごとに1から3までそれぞれまとめて列記したものであ

ります。

条文第5条第2項にお戻り願いたいと思います。第2項は、前条第4項と同様の解除規定であります。

第6条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしてあります。

附則といたしまして、この条例の施行日は、平成28年1月1日としています。

よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） ちょっとお尋ねしますが、このただいま上程になった個人情報、個人番号法、このことについてちょっと疑問が二つ程度ありますのでお聞きしたいと思います。

この法律ができたのは私も存じておりますし、9月議会ではマイナンバー制度の施行の延期を求める意見書も出させていただきました。ここで問題になるのは、このマイナンバーと言いますが、マイナンバー制度っていうのが一般の私たち庶民には何らのメリットはないのではないかという気がしています。それどころかデメリットが、例えばもう既に発生していますけれども特殊詐欺何かに使われてきているというようなことがあって、また将来的には預貯金の何というか名寄せ何かも入れたいというふうに言っていて、本当に家庭の隅々までのぞかれるような嫌な感じのする法律だというふうに思っています。ただ、例えば前に私申し上げましたが、例えば就学援助何かが5月を待たずにできるような可能性も無きにしもあらずなのかなというふうに理解もできる場所なのではけれども、私個人としては本当にマイナンバー制度が本当に必要なのかどうなのかというのは疑問ですし、それからもう一つは、もう既に起きていますが間違えて例えば証明書に番号を付して配付してしまったというようなことがもう既に起きていますが、まだこの段階では被害というのは起きていませんけれど、これは例えばネットから漏れてしまったりとか、人間のやることですから

難しいのではないかなというふうに管理が、思うのです。津別町においてはこの管理をどのように、厳重にやられると思うのですけれども、どのような方法でやられるのか、この２点についてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 幾つかのご質問がありましたけども、特にセキュリティー対策の部分について知り得ている範疇の中でご説明をさせていただきたいと思います。マイナンバー制度の法律が制定されて以降、今日まで、そしてこれからの大まかな流れをまずお話ししたいなと思いますけども、中間サーバー、全国に二つ設置されて、この高度利用あるいは各種の制度に基づいて全国展開されるのは平成 29 年 7 月からというふうに伺っております。そういった高度利用を的確に、あるいはセキュリティーの問題含めて万全を期すために各地方公共団体に求められているのは、平成 28 年の 7 月、来年の 7 月まで各種セキュリティーについて万全を期すよう指導を受けているところであります。

その具体的な内容といたしましては大きく 3 点ありますが、個人番号を利用する関係の事務と、二つ目には、個人番号関連事務、三つ目にはインターネット事務ということで、それぞれを分離して業務に当たりなさいという総務省からの指導でございます。一番初めにお話ししました個人番号利用事務につきましては、このたびの法律の内容と津別町が条例を改正しまして利用できる事務の内容になるわけでありまして、住基の関係、印鑑登録、選挙、税、国民年金、今回の条例を制定する内容のとおりでありますけども、この作業の部分と二つ目にお話ししました個人番号関連関係事務、役場で言うならば人事にかかわるもの、給与に関するもの、庶務に関するもの、分掌管理によるもの、そして財務会計、こういったもの、そして三つ目にお話ししましたインターネット事務、各種インターネットに基づいて情報を収集したり発信したりすることがありますが、このシステムを分離しなさいという内容でございます。その制度設計が一定程度煮詰まっている状況にありますが、現段階で内容を説明し整備するために予算を組むところまで進行していない現状でございます。2 月の早い段階ぐらいまでには煮詰まると聞いておりますので、3 月議会におきまして補正をいただき、繰り越しにより事業を展開し 28 年 7 月までの体制整備を進めていかなきゃならな

いという認識を持っております。

各地方公共団体が28年の7月段階まで、そういったセキュリティーシステム上の体制を万全を期して、1年間のテスト期間を経て29年の7月の全国展開に進んでいくという流れのように聞いております。現段階28年1月からこの度の条例制定に基づきまして地方公共団体においても町長そして教育委員会の中で現に進めている事務について、個人番号の利用や提供をする部分につきましては、先ほどお話ししたように29年7月から全国展開するための助走期間という認識を持っております。

現段階では、各種事務を進めて行く中の様式に個人番号を付して全国展開をしていくための助走期間の中における地方公共団体における条件整備の段階にあるということでございます。現段階における津別町における各種セキュリティーの問題、個人情報の保護の問題については万全が期されておりますが、先ほどお話ししたように28年7月まで対応しなければならない三つの点についてのシステムを分離する分、これが大きな課題として残っております。そういったことで現在進行している状況もありますけれども、そういったことでご説明に代えさせていただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） もうお話を伺いましたけれども、やはり例えば年金の番号が漏れたというようなことや、そういうアメリカとか、ほかの外国でも今問題になっているというようなことを聞きますと、人間のやることというのは間違いが必ずあるというふうに思ったほうがいいのではないかなというふうに思います。普段は遮断していたのだけれども、たまたまつないでいたときに利用されたとか盗まれたとかというようなことが起きてくるのだらうなというふうに思いますし、もし例えば福祉関係でさまざまな病気の社会保障を受けている、そういった情報も漏れてしまったりすると、とんでもないことになるのではないかなと思いますので、絶対にきちっとした万全を期すようにということなのですが、仮に万全を期したとしても、そういう人間のやることは時々抜けると、そういうふうに思いますので、そのあたりの注意というのですか、心をきちっと引き締めて実施するのであればされたいというふうに要望しておきます。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま茂呂竹議員のほうからお話がありましたように、年金番号が漏れた関係で大きく総務省がシフトを変えたという状況がございます。これまでも個人番号にかかわる各種条例の改正や、いろんなご質問の中で万全を期してきている関係につきましては説明をしてきたところでございますけども、先ほども言っていましたように年金の番号が漏れたことによりまして、総務省はこのままでは大変なことになるということで6月、7月あるいは8月以降に、このままでは同じ問題を繰り返すことになるということで先ほど言いましたように大きくシフトを変えてきておりまして、そういった意味では各市町村に対し遅ればせながら指導の徹底が進められ、1月から行われる通常国会の中でもその補正予算が組まれるような動きになっております。国の指導等を受けながら私の町といたしましても万全を期していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） これからということなのですが、現在、簡易書留で個々に渡されていると思うのですが、私来ていないというか、未配達のところはどうなっているのかということと、2点目は、ほかであったのでちょっと見たのですが視聴覚障がいのある方は、住所は点字されているのだけ番号が識別できない状況にあるというようなことが問題になっている市があるようなのですが、津別町においてはどのような状況になっているのかが2点目。3点目は、特別養護老人ホーム等になると世帯が分離されている人がたくさんいるかと思います。そこは何か、そういう施設等では自分の番号がどうなのかというようなことが理解できなかったり何かする、そういう心配はないのか、あるいは例えば認知症とかを患っていて自分が12ケタの番号がとても覚えられないとか、来ますからどこで保管をしてどうこうということになるのだらうと思いますが、そういうところで施設に対する働きというのですか、こういうふうにしてほしいとか何か、そんなようなことがされているのかどうかということと、もう一つは、前回のまちづくり懇談会でマイナンバーについて説明がされていました。そこで全部の所に行ってなくてわからないのですが、番号を拒否したいみたいなことを言われていた人も、私の行った所ではありました。でも、そういうこ

とにはならないのですが、もう少しこれからのことも含めて町民に何か機会を得てマイナンバーに対する説明というのをされたほうがいいんじゃないかなというふうに思っているのです、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま質問のありましたまず1点目の通知カードの状況でございますが、町内に発送された通数につきましては2,488通です。そのうち役場に戻ってきた部分につきましては243通、それぞれ対応した部分で11月末現在で180通が残っております。ただ、それ以降も役場の窓口に取りに来ている方おりますので150通くらい今残っているということで、これら取り扱いにつきましては12月の広報に折り込みをいたしました。もう一つは、12月21日以降、来週以降、取りに来ていない方につきましては普通郵便によって案内をするという形をとります。

なお、病気、やむを得ない理由で役場へ取りに来られない方につきましては、再送の依頼があれば簡易書留をもって送付しようというふうに考えております。また、再送後、簡易書留また来ていたのがわからなかったという部分で戻って来れば、職員が行って届けるという形をとっていこうというふうに考えております。

また、役場の保管期間につきましては、国の言っているのはおおむね3カ月保管しなさいと、それ以降につきましては廃棄してもかまわないということをおっしゃいますが、私どもにつきましては28年6月まで半年保管して、なるべく調査して手元に渡すような形をとっていきなというふうに考えてございます。

あと視覚障がい者の関係ですけれども、これらについてはちょっと私もその番号の部分で見えていませんけれども、今の町内の方からは特にそういう苦情等はありません。

もう一つ、高齢者の部分で番号等使えないのではないかとこの部分もありますけれども、今国の厚生労働省では介護保険関係で言えば、申請に書けない記載困難ならば、この記載は免除しようという動きも出てきておりますので、なるべく個人番号に伴う配慮についてやっていこうというふうに、今国で言っているのは原則は個人番号の記載を求めることとなるが、その際、自分の個人番号がわからない場合、介護保険の申請ですね、それらにつきましては市町村の住民基本台帳だとか、それらを用いて番号を検索して職員が記載しても構わないというような言い方もしてきておりますので、なる

べく高齢者に不便をかけないような方法をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ご質問のありました住民周知の関係でございます。本日提案させていただいております条例が制定された暁には、1月号広報によりましてこういった手続きが必要ですよというようなことを周知を図りたいと考えております。ちょっと見えづらいかもしれませんが裏表のもので、各世帯のほうに送られてきている通知カードの場合は顔写真が入っている免許証あるいはパスポートを持参して手続きしなければならない。あるいは通知カードのみであって顔写真のないものであるならば国民健康保険証あるいは国民年金手帳二つのものが必要だと。しかしながら個人番号カードを既につくられている方については、これ1枚を持参すればいいと。裏面のほうには法律で定められている事務の関係、そしてこのたび条例制定をして津別町長が定める20、そして教育委員会が定める3つの事業に関し手続きする場合は、今お話ししたような通知カードあるいは個人番号カードを持参して手続きしなければならないということを周知していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） すみません、篠原さんの質問にありました施設の対応についてなのですが、今回ようやく国のほうから通知が出まして、施設職員とか居宅介護支援事業所の職員は申請だとか、そういう場合に支援を行うということになっておりまして、その申請代理を行うことができることになっております。その中で、記載事項を含む申請書の代理申請は施設、ケアマネと言われている人たちは行うことが可能だと。それなので管理することは可能だということで国の通知のほうではあります。ただ、そういうコピーをする、写しを取るということではできませんが、管理することはできるという言い方をされていますので、施設のほうで保管は可能になるのかなということの通知が出ております。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 三つ質問したのですが、目にというか視聴覚障がいのある方から津別では問題になっていないという、受け取った方がそのまま受け取ってい

るというふうな理解なのですが、見ていたところで中の番号には点字とかそういうのがなくて、誰かに読み上げてもらわなきゃいけないというようなところ、そういうのが発生しているというのを見たのですが、津別でも何人か該当される方がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思い、どうなっているのかなと思ったのでお尋ねしました。

それから、取りに来なかったら破棄してもいいということになっちゃうと新たな番号がつくられるのかどうか、そんなようなことも見ていると出ていて、忘れてしまったとか紛失してしまっただうにもなくなると、再発行みたいなのがあるというようなのもマイナンバーのところをずっと調べていくと書いてあったのですが、今利便性とかいろいろあって、免許証を持って行かなくてもいいとか、そういうのがいいとか持っていなくても1枚で全部済むとか、それから行政のほうのいろんな事務の効率があるとか、いろんなこと言われているようなのですが、今もう少し住民にというか、もう一度ぐらいというか説明か文章で出しても何ですが、何かもう一回ぐらい安心の意味でセキュリティー何かは茂呂竹さんのほうからいろいろお話があったのですが、かなり誤解をしているかどうかわかりませんが、先ほどの茂呂竹議員の最後のほうで、預金もみんな管理されて家の中がのぞかれるみたいというふうに思っている人が正直なところたくさん聞かえているので、それらも含めて丁寧な説明というのが必要なのではないかというふうに思いますので、そういうことを含んでよろしく願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 今の説明の関係でございますけども、今まで自治会から1カ所、あとサロン事業を行っている所で1カ所説明会の要請がありまして、実際行っております。それで私のほうでは現物を見せて、これが通知カードですよというような形をして、あと番号カードは無理して取らなくてもいいですよと、通知カードは大事に持っておいてくださいと、役場の手続きに使いますよと、これが民間で使うことはございませんので必ずその辺は覚えておいてくださいという説明はしております。そういう部分で今後また要請があればそういう説明をやっていききたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 住民周知の関係でございます。安心を与えるような周知をとということで十分心がけ対応してまいりたいと考えております。このたびの条例制定の内容とも十分関連するわけでありますけれども、現段階において町民の皆さんに、あるいは利用される方にとってメリットはございません。国の手続きに基づいて番号を手続き上付番しなきゃならないという事務が、あるいは作業が増えるだけでございます。そういったものがより高度的に利用され、個人にとって、あるいは行政の運営にとってメリットが出てくるのはまだ先のことでございます。そういった意味では、わからないものを大きな形で効率的なとか言っても誇大広告になりますので、いつの時点までは準備期間、こういった手間がかかります、いつの時点からこういったことが想定されますというような、少し時系列で町民の皆さんに内容を周知しながら高度利用を図られる時期、あるいは内容についてわかった段階でこまめに丁寧に説明していくような配慮をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） この条例の中で第3条の町の責務について、後段のほうに地域の特性に応じた施策を実施するものとするというくだりがございますが、この地域の特性に応じたというのは条例に載せておりますので、何かこの特性という考えについて今あるのかどうかお伺いしたいのと、それから別表でそれぞれ事務に関してうたっておりますが、この番号制については社会保障・税・災害対策という三つの柱でなっておりますけれども、災害対策の事務について、この別表に何らないわけでございますが、それあたりについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

山内議員の質問に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 山内議員のほうから2点ご質問があったと思います。一つには、地域の特性の関係でございます。別表第1のほうにございます町長が機関となる事業の中でも20項目あるうち津別町独自で定めている事業がございます。そういった津別ならではの事業そのものが特殊事情ということでご理解をいただきたいと思っています。

もう1点ございました災害時の対応の関係でございます。確かに別表のほうではうたわれておりません。と言いますのも災害に関しまして津別町がこの番号法を利用して独自に展開している事業が現段階ないということでご理解ください。もう一方では、国が定めております法律の中でうたっている番号法を利用するものの中に災害基本法に基づく人命優先の対応、例えば住民基本台帳に基づく個人の特定をする関係を含めまして対応を法律の段階で整理されているということでご理解をいただきたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） この地域の特性を第3条でうたって、そのあとにこの別表関係についてうたっているわけです。この番号制というのは先ほど私が申したとおり社会保障と税と、それに使われるということになっていると思います。別表についてはほとんど社会保障と税の関係について一般的な事務についてうたっているのではないかと。この地域の特性というのは、ほかに考えられるものではないかと。それに対応すべくこの条文でないかなと思いますけども、その点について再度お聞きをしたいと。

それから、この災害がもう法律ができて、これまでも来年の1月から運用になるという段階で、この災害の部分がまだ国からきていないというのは、ちょっとわかりませんがいいものかと思っています。

そういうことで、この災害のいつ起こるかわからない、うたうかうたわないか別にして災害対策の事務というのは内容的にどんなものかと、それについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 地域の特性の関係でございますけども、条文の説明の中でも触れましたように、現段階において津別町で実施している事務、この個人番号を利用しなければならない該当する事務について別表で定めております。したがって今後この番号法が町民の皆さんにより徹底され、住民サービスにつながる事務事業が新たに発生した場合、所管する条例の整備とともに、この度ご提案申し上げております条例の中身、別表に加わってくるというようなことがあるということでご理解をいただきたいと思います。その中に先ほど申し上げましたように災害対策の部分につきましても法律で定めている部分でかなりの部分が包括されております。津別町独自にこの番号を用いて災害対策を行っていく事務が生じた場合には、この別表の中に組み込んでいくということで、今後の課題としてあるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

6 番、藤原英男君。

○6 番（藤原英男君） この件につきましては個人的には決して気持ちのいいものじゃないのですが、自分のマイナンバーというのは例えば藤原英男、何番、第二の名前だというふうに思うわけですが、同姓同名ですとか、そういう部分の判別にはある意味有効なのかなと思いますが、仮に1月1日からスタートするわけですが、セキュリティは7月までに完備しなくちゃいけないのですが、その間7カ月間ぐらいあるのですが、その間においても番号は各申請の中で必要な場面というのは出てくるのだというふうに思うのですが、その間、プラスまだ国のほうはまだ1年余分にかかるわけですが本当に大丈夫なのかなとひとつ心配もあります。仮に名前と番号が一緒に流れてしまったときに、その個人に対して想定をされる不利益を被るとか何らかの被害に遭うとかということの可能性があるものがもしあれば、ちょっと教えていただきたいのですが、お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 2点のご質問がございました。1点目の関係につきましては、ただいまの議員のほうからお話がありましたように当分の間はこの度条例制定で提案をしております国が定めている事務事業、あるいは町長が定める20の事業、そ

して教育委員会が定める三つの事業につきましては各種様式に番号を付さなければならぬ。その際に通知カードに顔写真の付いている証明するもの、あるいは個人カードを提出するという手間がかかるだけということでご理解をいただきたいと思います。そうしまして、名前と番号による被害の可能性の関係もご質問がありましたけども、私どもの把握している中では番号と名前がセットで、あるいは番号だけがひとり歩きして被害を被るような行政関係の問題は全くないという判断をしております。と言いますのは前段でも触れましたように、手続き上に番号を付するところが今の段階の町民の皆さんに課せられた事務作業でございます。そのことを行政としましても国の指導に基づいて対応していかなければならないという段階にあります。番号を知っただけで何かパソコン上で個人の情報を察知するようなところに反映するようなものは一切ございません。ということで現段階では悪質なものに基づいて、あんたの番号こうなんだけどもというようなことで全く次元の違うところでひとり歩きするようなことを考えていけばちょっと切りがない部分ございますけども、行政手続き上、成り済まし、あるいは行政のサービス上誤った手続きに発展していく事象は現段階では想定できないという考え方でございます。

○議長（鹿中順一君）　6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君）　ただいまの課長のお話で中身については十分わかりました。番号については行政も使いますけども民間も使うと思うのです。例えば税の申告をするときに番号を付さなければいけないということになれば、税理士であつたり申請団体であつたり、じゃあ、そこがどういう使い方をするのかということまでは町責任ないのかもしれないけれども、心配をすれば切りがないし番号と名前とが一緒に漏れたとしても特別今課長の言った形で個人に不利益が、特殊なことは別としてもないということであればいいのかなと思いますけども、仮にちょっと民間のほうはちょっと直接関係ないのかもしれないけれども、何かその辺の絡みがあればちょっとお伺いをしたいのですけども。

○議長（鹿中順一君）　住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君）　今税の申告の関連がありましたので、そちらのほうでお答えしたいと思います。この1月からというか個人番号を今度付すような形にな

ります。また実際に事業所あたりでは個人番号を聞いていると思うのですが、その管理について法律で非常に制限されていまして、極端な話をすれば実際商工会とかそういう所でも研修会とかもやっているのですが、その中ではそういうのはちゃんとかぎがかかる所に入れなきゃいけないですよとか、そういうような指導はしているようです。ただ実際問題として、先ほど言ったようにその個人番号と個人がわかったとしても、その後成り済ましの問題でいくとかなり難しいと思います。現在も住民カードで申告できるのですが、カードとそのほかにセキュリティーの番号、それは個別に自分で持った番号がありますので、そこまで知らないと生年月日とかわかってても申告できません。そういう意味ではもう一つかぎがありますので、先ほど言ったように番号カードと個人名がわかってても今現在考えられるところではないと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 78 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 79 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 79 号 津別町養護老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 79 号 津別町養護老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定につきましてご説明申し上げます。

説明資料はございません。今までは津別町老人ホーム入所判定会議設置要綱により入所判定会議を開催しておりましたが、委員報酬がありますことから、この要綱を廃止し、新たに津別町養護老人ホーム入所判定委員会設置条例を制定するものです。老人福祉法第 11 条の規定による養護老人ホームへの入所等の措置は 65 歳以上の者であって、身の回りのことは自分でできる方が入所となりますが、環境上の理由及び経済的理由により自宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設であります。老人福祉法第 11 条の規定による入所措置等に係る指針によりますと、町長は入所措置を決定するために入所判定委員会を設置し、委員会の意見を聞くものとされていますことから、その指針に基づきまして入所判定委員会を設置するものです。

条文をご覧ください。第 1 条のほうで設置について、第 2 条の所掌事務では、入所を希望する者について、入所の可否を判断することとしております。

次に、第 3 条の組織は、委員数を 5 人以内とし、第 4 条で任期を 2 年としております。

第 5 条の役員規定、第 6 条の会議規定は記載のとおりでございます。

第 7 条の意見等の聴取は必要であるときは、関係機関や関係者の出席を求め意見を聞くことができるとしております。

第 8 条の庶務は保健福祉課で処理をすると定め、第 9 条は委任事項を定めたものがあります。

附則で、この条例は平成 28 年 1 月 1 日から施行することとしております。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 79 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 80 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 80 号 津別町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） ただいま上程となりました議案第 80 号 津別町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をさせていただきます。

改正の理由は、現在、一般財源としている土地開発基金から生じる利子をこの基金に積み立て、運用を図るための改正と字句の修正を行うものです。

それでは、お配りしております説明資料の 4 ページ、新旧対照表をご覧ください。
第 2 条第 2 項及び第 3 項は字句の修正となります。

第 6 条については、この基金から生じる利子を基金に編入するために改正前「整理する。」を、「この基金に編入するものとする。」に改め、他の基金と同様な運用を図るものであります。

議案にお戻りください。新旧対照表の内容を条文化したものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、内容についてご説明させていただきましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 80 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 81 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 81 号 津別町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（篠原裕佳君） ただいま上程になりました議案第 81 号 津別町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。

別途配付しています説明資料の 5 ページをご覧ください。今回の改正内容としました 1 の改正根拠に記載のとおり、個人番号及び法人番号の取扱い等について見直しをしたものであります。地方税法施行規則等の一部を改正する省令、平成 27 年総務省令第 85 号が平成 27 年 9 月 30 日に公布及び一部施行されたことに伴い、津別町税条例について必要な改正を行うものであります。

次に、2 の条例改正の主な内容についてですが、まず（１）の個人情報等の取り扱

いについて見直しについてですが、これは個人番号及び法人番号を納付書及び納入通知書には記載しないということとして改正されたものであります。

続いて、(2)の町民税、(4)の軽自動車税、(5)の特別土地保有税、(6)の入湯税についてですが、町へ提出する申告書の様式に法人番号を記載する事項の追加となります。続いて(3)についてですが、地方税法施行規則第15条の3、第2項の規定に関して、家屋の区分所有者の全員が協議をして補正の方法を町に申し出る場合に申告書の様式に法人番号を記載する事項の追加になります。今回の改正については資料の6ページからの新旧対照表の中に記載をしています。

それでは6ページの新旧対照表をご覧ください。最初に、改正前の第2条、第3号及び第4号についてですが、個人番号及び法人番号を納付書及び納税通知書には記載しないということで削除になります。

続いて第36条の2、第9項が町民税の申告にあたり町に提出、申告書の様式に法人番号を記載する規定を加えたものであります。

続いて、第63条の2第1項第1号が、固定資産税における区分所有における補正の申し出と見直しに法人番号を記載する規定を加えたものであります。

続いて7ページになりますが、第89条第2項が軽自動車税の減免申請書の様式に法人番号を記載する記載事項の追加です。

続いて139条の3第1項は、特別土地保有税の関係ですので説明を省略します。

続いて第149条第1項は、入湯税に関する申告様式に法人番号を記載する事項の追加になります。

最後になりますが、8ページの附則第1条で、改正に伴い施行期日に関する規定の削除であります。

続いて議案の条文をご覧ください。改正条例につきましては新旧対照表で説明した内容について条文化をしたものです。条文の説明は省略させていただきます。

最後になりますが、今回の改正については、いずれも公布の日から施行しようとするものであります。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 81 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 82 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 82 号 津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 82 号 津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

説明資料の 9 ページをお開きください。今回改正の理由につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成 27 年 10 月より施行されたことから、今後発行されなくなる住民基本台帳カードの徴収する事項、金額を削除し、新たに交付される通知カード、個人番号カードの再交付手数料について定めるものでございます。

それでは資料に基づき説明させていただきます。9 ページの中段に改正前、住民基本台帳に関する手数料ということで（7）住民基本台帳法第 30 条の 44 による住民基

本台帳カードの交付1通につき500円、これにつきましては今後発行されなくなりますので改正後について削除いたしまして、下の(8)を(7)として、以下順次繰り上げるというものであります。

10 ページをご覧ください。10 ページにつきまして、12 その他の証明の前に新たに12 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する手数料、(1) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条による通知カードの再交付、町長が定めるやむを得ない事由による再交付を除くということで1枚につき500円、(2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律17条による個人番号カードの再交付、町長が定めるやむを得ない事由による再交付を除く1枚につき800円というふうに改正するものでございます。

それでは11 ページ、12 ページをお開きください。まず11 ページにつきましては、通知カードの再発行手数料につきまして記載してございます。人件費につきましては、平成27年度一般会計より給与費単位と書いてございますが、これは人件費で一人当たりの人件費を表しております。825万1,939円を割り返しますと1時間当たり4,095円という形になりますので、それに所要時間2分ということで136円、物件費につき1円、補助費等、これは通知カードを発行する、そこへ対する交付金でございます。これが500円、その他13円、計650円です。1件当たり650円というふうに算定してございますが、総務省より示されました再交付手数料の相当経費は500円ということがあり、また管内の状況を踏まえまして500円と今回定めるものでございます。

次、12 ページの個人番号カード再交付手数料につきましてでございます。これにつきましては、人件費409円、物件費1円、補助費等800円、その他41円、計1,251円と算出したしましたが、これも総務省より示されました800円という数字と、あと管内の状況を踏まえ800円と定めるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、ただいま新旧対照表で説明した内容を条文として整理したものでございます。

附則といたしまして、平成28年1月1日施行とするものでございます。

以上、内容を説明申し上げましたので原案につきご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） この条例の内容について私特に問題はないのですが、通知カードと番号カード、なくすと再交付してもらうのに非常に面倒くさい手続きだということをちょっと聞いたことがあるのですが、実際、住民の方、多分使いたいときになくしたことに気付くと思うので、どれくらいの期間あればその再交付が可能なのか、また再交付のための手続き、それぞれ複雑と聞いているのですが、その内容について教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま現在、個人番号カードも申請されている方は申請していると思います。ただ、やはり国のほうもかなりまだ混乱している状況で、その個人番号の申請もいつ来るかというのも今わからないというような状況でございますので、ちょっとまだ再交付の部分の期間についても、ちょっと今のところ申し訳ございませんがお答えはちょっと難しいかなというふうに考えています。

よろしく願いいたします。

手続きについても、ちょっとそれほど難しくはないかと考えてございますが、その期間についても、もうちょっと今速答できませんので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 82 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 39 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 83 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 83 号 津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（藤原勝美君） ただいま上程となりました議案第 83 号 津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正趣旨につきましては、農業者トレーニングセンターにおける新たな使用料の設定でございます。個人使用につきましては、1 年間有効のシーズン券がございますが、3 カ月程度の短期間による利用券を望む声があり、同程度の期間券を新設することにより施設使用を容易にし、特に、冬期間の運動不足が解消されることも期待できることから、今般新たに期間券を設置する内容に改めるものでございます。

それでは、お手元の説明資料の 13 ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。

第 5 条中の見出し、条文の「シーズン券」を「シーズン券及び期間券」に改め、別表第 7 中の使用料区分に「3 カ月期間券」を追加し、使用料を「2,000 円」とする内容に改めるものであります。

議案本文に戻っていただきます。ただいまご説明申し上げました内容を条文にした

ものであります。

附則といたしましては、今シーズンの冬期間利用を考慮しまして、改正条例の施行月日を平成 28 年 1 月 1 日とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので承認賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 83 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 84 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 84 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） ただいま上程となりました議案第 84 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。

別途配付させていただいている説明資料 14 ページをご覧ください。今回、改正対象といたしますのは、地域おこし協力隊についてであります。改正の理由につきまして

は、地域おこし協力隊は従来、隊員一人当たり報酬等の 200 万円を特別交付税により措置するものとされておりましたが、今般これが 250 万円まで措置されることに改正されたことを受けまして、より優秀な隊員の確保、生活の安定化及び定住の促進を目的としまして年額換算の 250 万円上限まで引き上げるようにしようとするものであります。

資料の新旧対照表を見ていただきまして、別表第 1、第 2 条関係の特別職の職員で非常勤のものの報酬のうち、地域おこし協力隊の隊員の報酬月額を「16 万 5,000 円」から「20 万 8,000 円」に改正させていただこうというものであります。

それでは、議案の条文にお戻りください。ただいま新旧対照表によりましてご説明しました内容を条文にしたものであります。附則としまして平成 28 年 1 月 1 日より施行することとさせていただきたいというように思います。

以上、ご説明いたしましたので原案を承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 84 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 85 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 85 号 津別町介護保険条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 85 号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

それでは説明資料によりご説明申し上げますので、15 ページをご覧ください。

改正理由といたしまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成 27 年 10 月より施行されたことから、必要事項を追加するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第 8 条第 2 項第 1 号の「氏名及び住所」を「氏名、住所及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 号に規定する個人番号」に改め、第 9 条第 2 項第 1 号の「氏名及び住所」を「氏名、住所及び個人番号」に改めるものでございます。

それでは条文をご覧ください。ただいま説明いたしました改正内容を条文としております。

附則について施行期日につきましては、この条例は平成 28 年 1 月 1 日から施行することとしております。

以上、説明申し上げましたのでご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 85 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 86 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 86 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設を議題といたします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小野敏明君） ただいま上程されました議案第 86 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設につきまして、津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条により、公募によらない指定管理者の候補者の選定とし、今年度までの実績により今後とも設置目的の達成及び事業効果が期待できることから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

説明資料の 17 ページをご覧ください。趣旨につきましては平成 22 年度から平成 24 年度の 3 年間、継続しまして平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年間、森の健康館及び山村体験宿泊施設の指定管理について株式会社アンビックスを指定管理者として指定し今日に至っております。

指定管理者の期限が平成 28 年 3 月 31 日までとなっていることから、引き続き株式会社アンビックスを指定管理者として指定しようとするものです。指定に至る経緯ですが、9 月 3 日、産業福祉常任委員会におきまして公募によらない募集につきまして承認をいただきました。9 月 25 日、株式会社アンビックスに対して指定管理者の募集の案内の通知を行っております。10 月 19 日、株式会社アンビックスより募集申込書の提出がありました。計画書につきましては説明資料 19 ページから 24 ページに添付しております。

10 月 28 日、津別町公の施設に係る指定管理者選定委員会の審議を経まして指定管理

者として選定をされております。11月12日、産業福祉常任委員会におきまして候補者の選定につきまして承認をいただいております。

3の公募によらない指定管理者の選定理由であります。津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募といたしました。載っております合理的な理由といたしまして、株式会社アンビックスは、経営状況が安定していること、観光やホテル業に精通し豊富な人材やノウハウを持つ点、この間の指定管理で蓄積された管理、運営技術などの経営資源を活用できるなど状況を総合的に判断し選定をいたしました。

4の津別町公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。1施設の名称等、津別町字上里738番地、津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設、2指定管理者の名称等、札幌市中央区南1条西7丁目1番地2、株式会社アンビックス 代表取締役 前川二郎氏、3指定の期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間、4指定管理料、年1,500万円以内、5で、その他といたしまして3月議会におきまして指定管理料にかかる平成28年度予算計上及び債務負担行為を以下の内容で予定しております。

議案に戻っていただきまして、改めまして議案第86号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定につきまして、1.施設の名称等でございますが、津別町字上里738番地、津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設であります。2.指定管理者の名称等ですが札幌市中央区南1条西7丁目1番地2、株式会社アンビックス 代表取締役 前川二郎氏であります。3.指定の期間ですが、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとするものです。

以上、ご提案申し上げましたので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 今の主幹の説明で指定管理者の経緯、そして総合的な判断で指定することにおいては私は異論ありませんので賛成していますけど、ただこの資料の中身でちょっとお聞きしたいのですけど、指定管理料が1,500万円以内となってい

ます。これは以内ですから、これ以上上げることはないと思うのですが、これ私はたまたま町長にもあの施設においては私は住民の利用度も含めて、また宿泊料も含めて再三質問した経過もありますし、経営状態も私はただ今の現段階ではある程度踏まえておりますけど、これ町長に聞いておきたいのですが前に私質問したときに、あそこかなり老朽化していると、部分的には改修なり修繕してはいますが、抜本的にはまだ改修のことを考えられないこともないということをしていましたけど、これらを踏まえて今回また３年間新たに延ばして指定管理することにおいては私は賛成しますが、ただ問題は、あそこの経営状態が今後どういうふうになるかという見通しをつけたら、この１,５００万というのは町民から言わせればいろんな修繕費だとか、いろんな改修費も含めたら結構あの温泉にはお金かけているんですと言っても、なかなか住民にはあまり情報としては知られてないわけですが、私は指定管理料のほかにあそこにかかっている経費は結構ありますよと。だけど、それはやっぱりホテルがアンビックスに手を引かれたら町で抱えるということは大変ですから、今やってもらえるうちはやってもらわなかったら困りますよと町民の理解を得てはいますが、これら含めてこの指定管理料においても町長、どのように考えられているのか、この機会に聞いておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今回初めて限度額を１,５００万円ということにしました。それまでは１,５００万円ということで、ビタッとその金額を出してはいました。それで、そろそろ何回か更新をしていますので、アンビックスの担当者のほうもいろいろ話をちょっと協議をしてほしいということで私のほうも社長ともお話をし、少し下げていくようなことも含めてどうなのでしょうかというお話をしたところであります。その中で、ずっと赤字であるのはもうご承知のとおりです。今回、新しい支配人を配置されて、前年、それ以前から比べても売り上げが伸びてきているというのは実情です。それをもってすぐ下げるということには、なかなかもう少し安定的に見ていかなくちゃいけないのかなというふうに思っています。ただ、いろいろご質問も出ていましたので、今回それではこれ以上、例えば１,６００万になるとか１,７００万になるとか、場合によっては２,０００万になるとか、それはそこまではいきませんので、これを限度額とい

うことで、あと少しでも営業努力をしていただきながら町の財政に少し理解をしていただきながら、これが減っていくような形でお願いをしたいということで今回この限度額ということで設定させていただいたわけであります。

それと、あとこれから建物ですから、どの建物も改修とか修繕というのは必ず出てきますので、今とりたててすぐこれを直さなくちゃならないという大掛かりなものというのはないというふうに思っていますけれども、細々とあっち故障した、こっち故障したというのも出ています。そんな中で、これは担当を含めて現場のほうといろいろ話し合ってもらいながら、こういうものが将来あと何年かするとこれがいかれそうとか、それからここおかしいというようなことは、しっかりお互いに話し合ってもらって、そしてこういう状況にあるというのをまた所管の委員会に諮りながら改修が必要な部分については進めていきたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 今町長にも答えというか考え方を聞きまして、私も当然そういうような方向でいっているのだなということで理解しますが、やはり先般質問の中でも従業員の宿舎何かも、従業員用の建てる时候にも私はちょっと触れたのですが、あそこに多額のお金をかけて従業員の宿舎まで2,000万もかけてつくるのかということで、これ町民に言わせば民間だったら大変ですよ。そんなものまで町で建ててやらなきゃならないのですかって、アンビックスの努力で指定管理料も払っているのですから、その分は会社で持つぐらいのことにならないのですかと言うから、あれは町の公の施設だから、これは町として対応するから、ある程度その部分は見なきゃならないということで町民の理解を得ましたが、やっぱりさっき言ったとおり、これから3年間やるのに、いろいろ改修だとかそういうのを含めてどの程度私はかかるかわかりませんが、年々老朽化している部分においてはやっぱり恐らくそれらを含めてまた別のお金で指定料以外のお金がかかるとなれば、これやはりいろいろと問題になってくると思いますよ。ですから私はたまたま限度額1,500万を私はここで下げれとは言いませんけど、おおよそ、そういうこともいろいろ含めて総合的に判断したらかかるものはかかって、町で出せば指定料もある程度は目いっぱい出していいのかということにはならないと思うのですよ、はっきり言って。ですからその辺も十分町

長も考えてのさっきの考え方だと思いますけど、やっぱり今後ある程度経営状態も見なきゃならないですけど、それらも含めて町民感情も見極めてやはり少しずつその辺も十分検討しながら運営を図ってってもらいたいと思いますので、再度答弁お願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町民の方はそれぞれいろんな見方もあるかと思います。ただ、基本的には議会の議決を基にして事を起こしているということが大前提になっております。ですから、こういう状況にあって、こういうふうに進めていきたいということで議会にお諮りをして、わかったということで議決をいただいて、そして着工して事を進めているということでありますので、町のほうが勝手に何かをしていくという状況には、これまでもなっていないというふうに判断しています。ですから、いろんな問題点が出てきた場合には、これは町としてはこういうふうに考えて、こういうふうに進めていこうと考えていますけれどもいかがですかということで所管の委員会、あるいは議会の中で予算も可決してもらいながら、そして進めていくという方法をとっております。当たり前のことなのですけれども、今後ともそういう形で進めてまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 86 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

昼食休憩 午後 0 時 00 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 87 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、議案第 87 号 財産の無償貸付について、旧活汲小学校校舎 1 階及び体育館を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） ただいま上程となりました議案第 87 号について内容の説明をさせていただきます。

本件は、平成 27 年 3 月 31 日をもって廃校し、10 月 19 日に普通財産へ移管となった旧活汲小学校について、これまで跡地の活用を計画する事業者と協議してきた内容を踏まえ、本年 9 月 14 日に取り交わした旧活汲小中学校活用に係る基本合意書に基づき、財産を貸し付けするにあたり、この施設のうち小学校校舎及び体育館を無償により貸し付けようとするものであり、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

無償貸付しようとする理由は、小学校校舎及び体育館については、平成 24 年度に補助金、起債などを財源とした耐震化改修工事を実施しており、有償貸付とした場合、国庫納付金の一括償還が必要となるため無償で貸し付けようとするものであることについてご理解をお願いいたします。

それでは、お配りしております説明資料の 25 ページをご覧ください。無償貸し付けする財産ですが、区分は建物であります。名称は旧活汲小学校校舎 1 階及び体育館、所在は津別町字活汲 256 番地 1、構造は小学校校舎 1 階は鉄筋コンクリート造 2 階建

て、体育館は鉄骨造平屋建て、床面積は平面図に太線で囲った 902 平方メートルであります。

議案にお戻りください。裏面をご覧ください。貸し付けの相手ですが網走郡津別町字達美 147 番地 6、株式会社山上木工 代表取締役 山上裕靖氏であります。無償貸付の目的ですが、旧活汲小学校校舎 1 階及び体育館において木材工芸品の加工及び地域内特産品等の展示などを行う施設として活用を計画する上記相手方に対し、建物を無償で貸し付けることにより当該事業所の円滑な運営と産業振興を図ることを目的とするものであります。貸し付けの期間は、貸付契約の日から平成 32 年 3 月 31 日まで、財務規則で認められる 5 年以内としまして貸付期間満了後は更新の議決をお願いする考えであります。なお、中学校校舎部分は基本合意書に沿い有償により貸し付けることとしており、小学校校舎及び体育館を合わせ一体としての貸し付けとなりますのでご理解をお願いいたします。

以上、内容についてご説明させていただきましたのでご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 87 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 88 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 88 号 平成 27 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） ただいま上程になりました議案第 88 号 平成 27 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、確定を見ております歳入歳出の精査を基本としまして時間外手当の増、各基金への積み立て等の歳出の補正、また現時点で整理できる起債の変更による歳入の補正等を中心に補正予算を組ませていただきました。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第 1 条第 1 項におきまして歳入歳出予算にそれぞれ 4 億 8,958 万 1,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 54 億 1,106 万 1,000 円と規定するものであります。

第 2 項及び第 2 条の地方債補正につきましては、資料の事項別明細書を説明後に内容を説明させていただきます。資料の事項別明細書につきまして歳出から説明させていただきますが、まず全体にかかわる件で、まず人件費の増額です。夏まつり対応、電算システムの変更、マイナンバー制度の導入等に当初予定していない時間外対応が必要となりました。また、災害対策や会計検査の対応等予期しない事業に時間外対応せざるを得ない、これまでの状況と今後の除雪の対応等をかんがみまして時間外手当といたしまして総額 380 万 5,000 円の増額補正となっております。なお、特別会計を含めると全体で 450 万円の増額をお願いするものであります。事業費の精査と時間外の追加につきましては説明を省略させていただきます、ご了承ください。

では 11 ページから 12 ページのほうをお開きください。款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費ですが、議会運営経費といたしまして案内チラシの新聞折り込み手数料 2 回分 1 万 2,000 円と車両の修繕に係る流用元への委託料 14 万 9,000 円の増額となります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費において総務管理経費の需用費とし消耗品費につきましては、コピー用紙の不足分の増額補正 19 万 8,000 円となります。

電算化推進経費は、次年度採用の職員等の機器購入を中心としまして 44 万 9,000 円の増額。また、14 ページになりますが、マイナンバー対応による負担金の増で 43 万 2,000 円の増額となります。13 ページ、14 ページになります。目 3 財政管理費は、積立金として 3 億 5,000 円の追加です。財政調整基金積立金は、地方税制法に基づく繰越金の 2 分の 1 以上の積立分としまして 5,000 万円、また利息の精査を含めまして当初財源不足分として繰り入れしました金額の積み直しとして 2 億 5,000 万、合わせて 3 億円の増額となります。また、公共施設等整備基金積立につきましては、利子の精査と新規積立といたしまして 5,000 万円の増額となります。目 5 財産管理費につきましては、主に事業費精査の増減ですが、土地購入の減額につきましては、共和の河岸公園入口向かい側の土地購入につきまして、本年度中に購入しないこととなったため全額を減額しております。土地開発基金積立金は、認定こども園近くの町有地を宗教法人に売却したものについて当初予算との差額と本岐小学校の校舎売却の補助金以外の部分を積み立てることとして 183 万 3,000 円の増額となっております。

項 2 地域振興費、目 1 企画総務費につきましては、企画調整事務経費で 15 ページになります。行政報告でお知らせしましたが、ふるさと納税の増に伴うお礼の品の経費として報償費で 540 万 6,000 円の増額です。需用費につきましては、庁舎全体の用紙が足りなくなっていることから住民満足度調査の結果、それから津別町のしごとの作成用紙分として 21 万 6,000 円の増額。それから、ふるさと納税の郵便振替用紙印刷費の増額として 1 万 7,000 円。さらに、ふるさと納税に係る郵送料として 30 万円の増額です。地域おこし協力隊事業につきましては、新規採用予定 3 人について、いずれも今年度中に本町に転入してくる予定ですので、引っ越し費用の費用弁償としまして 50 万 5,000 円の増額。また同様に車両のリース料 11 万 7,000 円、住宅使用料 20 万円の増額となります。地域振興基金積立金は、利子分の精査と新規積立分ということで 1 億円の増額となります。目 3 企画振興費につきましては、ふるさと定住促進事業としまして新築及び中古住宅の購入増ということで 310 万円の増額。続きまして 17 ページ、18 ページになりますが体験交流施設管理運営経費は、ガスレンジ等の修繕料と石油ストーブの更新で 42 万 3,000 円の追加となります。ふるさとつべつ応援基金積立金は、11 月 17 日現在の収入確定額で 1,478 万 7,000 円の増額としております。目 4 公共交通

対策費で地方バス生活路線、特に開成線の利用減に伴う負担金として 20 万 4,000 円の増額となります。

続いて 19 ページから 20 ページをお開きください。項 4 戸籍住民登録費、目 1 戸籍住民登録費ですが、これは住民基本台帳ネットワークシステム経費におきましてマイナンバー通知カード返戻分の対応としまして郵送料 5 万 1,000 円の追加となります。項 5 選挙費、目 1 選挙管理費委員会経費は、事務経費におきまして選挙権の年齢引き下げに伴う選挙人名簿システム改修費として負担金 8 万 1,000 円の追加となります。

続きまして 21 ページから 22 ページをお開きください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費になりますが、社会福祉管理経費は財源内訳のみの補正、障害者総合支援事業経費は、対象者及び利用者の増という見込みによりまして扶助費全体で 26 万 9,000 円の増額となります。地域生活支援事業経費は内容 23 ページになります。これも利用者の増減による扶助費等の増減ということで全体で 21 万円の増額となります。同じ 23 ページの心身障害者等扶助経費も同様に 13 万円の減額、社会保障事業基金積立金は利子の積立金の増で 3,000 円の増額、国民健康保険事業特別会計繰出金、これは国保基盤安定分を主に 744 万 2,000 円の増額です。また介護保険事業特別会計繰出金は、人件費の増が主で 23 万 4,000 円の増額となります。

続きまして 25 ページ、26 ページをお開きください。目 4 国民年金費は、国民年金事務経費の財源内訳のみの補正となっております。目 5 老人福祉費は老人福祉扶助費等で老人バス無料乗車券の利用減で 130 万円の減額、要援護高齢者等支援事業は通院等交通費助成事業におきまして対象者が増になりましたことから 12 万円の増額、介護サービス支援事業につきまして、短期宿泊サービス事業委託業務を節を変更させてもらいまして減額です。その分補助金として短期入所事業助成金支給事業と扶助費として短期入所支援事業を追加しております。また 28 ページになりますが、補助金で旧本岐小学校活用支援事業といたしまして旧本岐小を小規模多機能居宅介護サテライト施設として活用することに対しまして起業等振興促進条例に倣いまして事業費の 10 分の 3 を補助するもので 1,026 万 5,000 円の追加となります。なお、さらに地方創生事業によりまして 10 分の 2 を補助することになっていますので最終的な補助率は 2 分の 1 となっております。老人福祉施設措置経費につきましては、新規分増で 13 万 1,000 円の

増額です。市民後見推進事業は権利擁護人材育成事業といたしまして、これは社会福祉協議会への委託によりあんしん生活サポートセンターを立ち上げるというものの事業で、兼任の人件費を含めまして 545 万 2,000 円の追加となります。目 8 後期高齢者医療費は 29 ページから 30 ページになります。後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、これは広域連への負担金の減額が主で 50 万 4,000 円の減額となります。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費は児童手当等扶助費は財源内訳のみの補正、乳幼児等医療費助成事業は医療費の増、特に対象者の増と医療機関への町からの直接払い、これは現物給付と言いますが医療費を一時的に負担しなくてもよくなったことから請求漏れが少なくなったという影響と思いますが、今後の動向を勘案しまして 302 万 3,000 円の増額。その他児童扶助費経費の心身障害児等交通費は対象者の減によりまして 35 万円の減額。子ども・子育て支援事業の認定こども園利用者差額負担金は、利用者増も含めまして差額対象者の増となったことから全体で 1,225 万 4,000 円の増額となるところです。

続いて 31 ページ、32 ページをお開きください。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費につきましては、事務組合に対する負担金として 11 万 8,000 円の減額。目 2 予防費につきましては各種予防事務経費の財源内訳のみの補正。目 3 環境衛生費につきましては、下水道事業特別会計それから簡易水道事業特別会計の繰出金として合わせて 1,039 万 9,000 円の減額となるところです。

33 ページから 34 ページをお開きください。款 6 農林業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費は、その他農業振興対策経費としまして農業生産法人経営推進事業補助金で事業費の増によりまして 12 万 3,000 円の増額。鳥獣被害防止総合対策事業につきましては保障費工事がありまして、この追加によりまして 55 万 2,000 円の増額。目 4 振興事業費につきましては、35 ページから 36 ページになります。土地改良事業事務経費で国営農地再編整備の負担金増としまして北海道土地連負担金につきまして 9 万 4,000 円の増額であります。項 2 林業費、目 2 林業振興費につきましては、地域材利活用推進事業の補助金で S G E C の認証の森林管理認証取得支援事業といたしまして 3 万 7,000 円の増額、丸玉産業森づくり基金積立金は利息分追加による増額です。

飛びまして 39 ページから 40 ページのほうをお開きください。款 7 商工費、項 1 商

工費、目2 商工振興費は、商工振興補助費等としまして旧活汲小学校活用支援事業費補助金としまして164万3,000円の追加です。先ほど議案第87号でもありましたが、同校を展示販売等の施設として使用する木工会社に対しまして起業等促進条例に倣い事業費の10分の3を補助するものです。なお、こちらにつきましても地方創生事業による交付金で10分の2を補助し、実績に2分の1の補助とすることとなります。目3 観光費は、観光事業事務経費としまして観光パンフレットの作成業務、不足した観光リーフレットの増刷費用36万2,000円の増額となります。款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費につきましても、土木総務事務経費で41ページ、42ページのほうになりますが、当初予定していました土木技師の臨時職員につきまして雇用できなかったことによりまして今回すべて減額するもので、共済費、賃金合わせて217万8,000円の減額となります。

項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁総務費につきましても、建設機械管理経費の需用費で880万9,000円の増額補正ですが、燃料につきましても修繕料への流用元の補正ですので、すべて修繕料に係るものです。昨年というか先の雪の状況から修繕料がかさんだものですが、そのうち540万円につきましてはダンプ1号の単独事故によるものです。

飛びまして45ページから46ページのほうをお開きください。中段の款9 消防費、項1 消防費、目1 消防総務費につきましても美幌・津別広域事務組合負担金のうち共通経費につきまして、これは繰越金等を精査したことにより434万2,000円の減額となります。

款10 教育費、項1 教育総務費、47ページから48ページになります。目2 事務局費は学校教育施設整備基金積立金220万円の増額です。これは旧本岐小学校の譲渡に係る国庫補助金相当額分で、教育関係に充当するため基金に積み立てることによりまして補助金の返済のかわりになるものであります。目5 スクールバス運行費は財源内訳のみの補正です。項2 小学校費、目1 学校管理費につきましても、小学校施設管理経費において49ページにわたりますが共済費と賃金で53万1,000円の追加となります。これは用務員職員がちょっと負傷したことによりまして臨時用務員を雇用するための経費増ということになります。

次に、51 ページから 52 ページをお開きください。下段のほうになります。項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費ですが社会教育総務経費で次年度のスポーツ振興事業助成に係る旅費として 3 万 4,000 円の増額です。

それから 53 ページ、54 ページをお開きください。項 5 保健体育費、目 2 体育施設費ですが、これはめくりまして 55 ページから 56 ページのほうになります。修武館の管理経費におきまして施設用ストーブの不具合によりまして更新費としまして 32 万 4,000 円の増額。またトレーニングセンター管理経費は、受電施設の修繕に伴う流用元の燃料への増額 59 万 5,000 円となっております。

次、款 12 公債費、項 1 公債費、目 1 元金は 57 ページから 58 ページになります。長期債償還元金ですが、旧本岐小学校の売却によります財産処分に係る繰り上げ償還としまして借り入れ先の財務省に償還することから 148 万 4,000 円の増額となります。

それでは歳入をご説明いたします。3 ページから 4 ページをお開きください。款 1 町税、項 2 固定資産税、目 1 固定資産税につきましては、今年度の課税状況をかんがみまして、特に償却資産の増がありまして現年度分として 1,737 万 5,000 円の増額です。目 2 国有資産等所在市町村交付金につきましては確定分としまして 61 万 4,000 円の増額となります。

款 8 地方特例交付金、項 1 地方特例交付金、目 1 地方特例交付金につきましては確定分として 2 万 1,000 円の減額となります。

款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税につきましては普通交付税の確定を見ているところであります。現形予算に対しまして 3 億 7,343 万 2,000 円の増の 26 億 5,677 万 2,000 円となったところですが、国の補正予算がこれから見込まれますから一部財源保留をさせていただきまして今回 3 億 2,343 万 4,000 円の増額としたところであります。

款 11 分担金及負担金、項 2 負担金、目 1 民生費負担金ですが、老人福祉施設入所者徴収金としまして新規措置分として 30 万 8,000 円の増額となります。

款 12 使用料及手数料につきましては、項 1 使用料においてそれぞれ確定を見ているものについて増減をお願いするものです。全体で 94 万 2,000 円の増額となるものです。

款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金につきましては、おのお

のの事業費の増減に伴い全体で 163 万 6,000 円の増額。

次、5 ページから 6 ページになります。項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして新築住宅に対する補助金がエコポイントの適用者と重複すること、つまり国庫補助金がダブるということで、その分が要因となりまして 325 万円の減額となっています。また、マイナンバーの機械システム関連で 16 万 7,000 円の増、それから選挙権の年齢引き下げに係るもので 4 万円のそれぞれ増額となっております。目 2 民生費国庫補助金につきましては、マイナンバーの窓口対応分としまして 125 万 6,000 円の減額となっております。地域生活支援事業費につきましては、事業費補正により事業費の精査によりまして 134 万 6,000 円の減額となっています。

款 14 の道支出金です。項 1 道負担金、目 1 民生費道負担金につきましては、事業費の精査で 167 万円の増額となります。障害児施設措置費につきましては、制度名称が変更になりまして全額減額しております。新たにその下段の障害児入所給付費として追加しております。項 2 道補助金、目 1 総務費道補助金につきましては、地域づくり総合交付金としまして、これは体験交流施設の外構整備分について見ていたものですが、内部改修まで対象になったということから 193 万 3,000 円の増額となります。目 2 民生費道補助金につきましては、乳幼児等医療費助成事業について歳出で説明しました内容によりまして 119 万 9,000 円の増額、地域生活支援事業費等につきましては、事業費減で 67 万 3,000 円の減額。権利擁護人材育成事業は、市民後見推進事業の財源といたしまして 501 万 5,000 円の増額となります。目 4 農林業費道補助金につきましては農業費道補助金において鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業が対象となりまして 31 万円の増額となります。

続いて 7 ページ、8 ページになります。項 3 道委託金、目 1 総務費道委託金につきましては、統計調査関係と権限移譲事務交付金の増減で 4 万 4,000 円の減額となります。

款 15 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及配当金につきましては、各基金の実収入につきましては現在見込まれる収入として 2 万円の増額となるところです。項 2 財産売払収入、目 3 不動産売払収入につきましては、土地売払収入として認定こども園

様の用地売払に係る分、当初予算との差額 3 万 3,000 円の増額と、建物売払収入とし
まして旧本岐小学校の校舎売払分 400 万の追加となるところです。目 4 の物品売払収
入は町営住宅等の町営住宅の窓枠、玄関サッシの売払収入 4,000 円の増額です。

款 16 寄附金、項 1 寄附金、目 2 総務費寄附金につきましては、ふるさと納税に係る
寄附金で先ほど歳出でも説明しましたが 11 月 17 日までに入金確認分として 1,478 万
7,000 円の増額です。

9 ページから 10 ページをお開きください。款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基
金繰入金につきましては、公共施設等整備基金繰入金につきまして充当していました
体験交流施設等整備事業等の事業終了による精査及び補助金並びに起債の確定により
まして 341 万円の減額、地域振興基金繰入金は、ふるさと定住事業に係る事業の増と、
利用者のエコポイント利用による国庫補助金の減によりまして 635 万円の増額。社会
保障事業基金繰入金につきましては、この基金は地方消費税交付金のうち増税分を社
会保障財源と積み立てをしているものですが、昨年度の 26 年度の最終確定額で多く積
み立てした分につきまして本年度の事業の子ども・子育て支援事業に充当するため 116
万 6,000 円を増額するものであります。福祉基金繰入金は充当事業であります要援護
高齢者支援事業の増に伴うもので 12 万円の増額。土地開発基金繰入金は、共和の土地
購入を断念というか延ばすことによりまして財源の 270 万 7,000 円の減額となるこ
ろです。

款 18 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、前年度繰越金について留保していた財源、
財政調整基金積立分 5,000 万円の増額です。

款 19 諸収入、項 5 雑入、目 7 雑入につきましては車両の事故修理費用として共済金
として 639 万 4,000 円の増額、あとシカ柵設置補償としまして支障物件移転等の補償、
55 万 2,000 円の追加になります。また L E D 照明導入調査事業につきましては、これ
は一般社団法人低炭素社会創出促進協会からの補助金になりますが、この確定分とい
たしまして 721 万 6,000 円の追加になります。その他 1 万 3,000 円の減額となっております。

款 20 町債、項 1 町債につきましては、現時点で整理しました予定起債額で計上して
おりますが、特に目 1 総務債は臨時財政対策債の確定によりまして 5,923 万 7,000 円

の増となったものであります。

事項別明細書 1、2 ページは歳入歳出の総括と各款ごとの補正額及びその財源内訳を款ごとにまとめたものでご承知ください。

では、議案の補正条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました補正内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

第 2 条におきましては、地方債補正といたしまして第 2 表のとおり変更 4 件で起債の限度額を 4 億 2,163 万 7,000 円とするものであります。

以上、内容についてご説明いたしましたので、原案を承認賜りたくよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 最初に 8 ページの歳入の総務費寄附金の中で、説明の中でふるさと納税の 1,478 万 7,000 円の説明がありましたが、今年はかなりこの関係については行政報告でもありましたが増えていると。そうした中で、このふるさと納税を寄附金で応援いただいて全国から多分きているかと思いますが、できればふるさと納税、寄附金された方のお名前、例えば東京だとか、その住所をお知らせすべき、いわゆる住民に対して知らせて応援していただいている方の、もし親戚とか兄弟とか会われた方に、もしそういう情報が得られれば、お礼も申し上げられるし、いろんな形で我々もこういうことについて活動ができるのではないかというふうに思います。

一般的な寄附については行政報告でいろいろ出されておりすけども、これまでふるさと納税については何ら触れられておりません。できればそういう形で町民含めてこの情報について提供すべきではないかなと思います。

それから歳出の 30 ページ、認定こども園の負担金の関係で差額、いわゆる利用者が増えたということで、この差額が 1,225 万 4,000 円という負担金の補正が出ておりますが、当初見込んだよりこの額が大きいものですから、当初見込んでいた人員と増えた人員のことで多分この補正が出てきたのではないかなと思いますが、この中身についてちょっと詳しくお聞きをしたいと思います。

それから 42 ページの建設機械の管理経費の中で委員会でも報告がありましたが、ダンプトラックの事故によって、いわゆる修繕費が計上されておりますけども、540 万の事故修理となるとかなり大きな修理の額になりますが、どのような破損した修理をされたのかお聞きしたいのと、この事故を起こしたトラックについては管理年数が何年たっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） それでは、歳入の 8 ページに総務費寄附金の関係でふるさと納税の件がありましたのでお答えしたいと思います。現在、うちの町でふるさと納税を募集している中では個人名を公表するという形をしていないため、これまで公表してはおりません。ほかの市町村を見ますと、中には公表している所があります。それは、先に公表していいかどうかの確認を本人からとって、それでいいというものに対してしているそうです。来年からいろんなところ見直しをかけているのですが、議員の提案につきましてもぜひ検討して、どうやったら公表できるか。おっしゃるとおり親戚とかそういう人にお礼を言いたいとか、そういうのもあると思いますので、公表できるような形をどうやったらできるかというのを先進事例を研究しながら検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 30 ページの子ども・子育て支援事業、認定こども園利用者負担差額について、これにつきましては当初予算 686 万 5,000 円、あと繰越明許の地域創生先行事業として 300 万円の予算という形になってございました。最終的に今、今回 1,225 万 4,000 円を追加させていただくわけですが、これにつきましては国で定めた利用負担の上限額がまずあります。それが例えば一番所得の高い所では 10 万 1,000 円だとか。そして、そのほかに町が条例で定めた利用負担額があります。その部分で町があと軽減措置をやってございます。一つは小学校 6 年生までで第 2 子は半額、第 3 子は無料というような形で計算しておりまして、それで当初予算が出ていた部分につきましては町の利用者負担額と、そこで町の独自の軽減策、この差額について計上してございまして、要は国が定める利用負担の上限額、これが要は国の利用負担金だとかの基となる金額なのですが、これと町の条例で定めた金額、この部分の差額の

予算計上を失念していたということになります。大変申し訳ございませんでした。

この部分の差額がちょっと多かったということで、これが追加予算の主な内容だと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（松橋正樹君） 建設機械ダンプ1号車の事故の関係でございますけれども、事故につきましては11月の16日、道路作業中にダンプに土砂を積み込んでいた際の事故でございます。エンジンをかけたままサイドブレーキを引いてショベルに乗り換えての事故でございます。ダンプ1号車につきましては、そのまま取り付け道路から路外に逸脱したということでございますけれども、エンジンをかけていたためにエンジンのシリンダー内にオイルが回って、そのオイルの圧力によりましてピストンが変形したということでございます。シリンダー内に気体であればそういった圧力はいかからないのですけれども、液体が入ったということでピストンが曲がってしまったということでございますので、主に修理の内容につきましては、エンジン関係の修理が主なものとなっております、この関係で工賃、部品合わせて540万円相当の金額になるということでございまして、これにつきましては保険のほうの鑑定で540万円という数字が出ております。年式につきましては、平成9年車ということでございまして16年を経過しております。その車両につきましては来年更新予定の車でございます。更新の車ではございますけれども、やはり除雪、来年の維持関係ということもありまして、車両が入るのが来年の年明けて3月いっぱいぐらいまでかかるということでございますので、既存の車を維持しないとならないということもございまして修理させていただいているというようなことでございます。再来年ですね、申し訳ありません。ということでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） ふるさと納税の関係につきまして説明があつて、できれば前向きに検討していただいて、やはり住民もこのいわゆる寄附された方については多分知りたいというふうに考えられております。これからこのふるさと納税が津別出身者含めたいろんな形で応援いただいていると思いますが、そういう情報を公開していただくことによってますますこの部分について発展するのではないかと思いますので、

前向きにやっていただきたいと思います。

認定こども園についてはわかりました。

建設課の機械についてでございますが、ダンプトラック、多分ある一定年数で今も同じだと思えますが更新をすることになっていると思えます。今回の事故について古かったからなったのかちょっとわかりませんが、それあたり人身事故がなかったものでそれはよかったのですが、まかり間違ったら人身事故も起こりかねないこととなりますので十分注意していただいて、更新時期に達したら、この機械についてはなるべくそれに沿って更新されるようお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） ふるさと納税につきましては、本当のふるさと納税という意味で十分効果期待できると思えますので、ぜひ取り組みたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（松橋正樹君） 車両の更新につきましては、先ほど来年度更新予定の車ということでご説明させていただいております。修理するのですけれども来年予定通り補助事業を使いまして更新をさせていただくという予定になっております。機動職員の安全対策でございますけれども、除雪も既に始まっております。常日頃そういった安全運転については町長はじめ訓示をいただいているところでございますけれども、改めてその事故対策と作業についての安全を確認しております。今後とも気を付けてそういった作業に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 88 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 89 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、議案第 89 号 平成 27 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 89 号 平成 27 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして内容の説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では主に介護納付金の減額、国保基金積立金の追加であり、歳入では国保税の精査、保険基盤安定繰入金の追加、基金繰入金の減額を内容とする補正であります。

第 1 条といたしまして歳入歳出予算の総額に 69 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 10 億 254 万 6,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうから主なものについてご説明申し上げますので 7 ページ、8 ページをお開きください。款 1 総務費の給与費の 10 万円の追加は、今後の見込みにより時間外の補正でございます。

次の款 2 保険給付費の目 1 一般被保険者療養給付費は財源内訳のみの補正でございます。目 3 一般被保険者療養費は 49 万 3,000 円の追加です。項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費は財源内訳のみの補正です。

款 3 後期高齢者支援金は、額の確定に伴い 114 万 8,000 円の追加、事務費拠出金が 3,000 円の減額となります。

9 ページ、10 ページをお開きください。款 4 前期高齢者納付金は、目 1 前期高齢者

納付金で7万円の減額、事務費拠出金で2,000円の減額となります。

款6介護納付金は額の確定により453万円の減額です。

11ページ、12ページをお開きください。款8保健事業費は備品購入費で3万5,000円の減額。

款9基金積立金は、前年度繰越金等により基金積立金として313万4,000円の追加、利子3,000円の減額となります。

款11諸支出金の償還金467万円の追加は、平成26年度の特定健診国等負担金の超過額償還金として46万7,000円の追加ですね、46万7,000円の追加としてください。

引き続きまして歳入をご説明申し上げますので、3ページ、4ページにお戻りください。款1の国民健康保険税は賦課額確定に伴い一般、退職分合わせて66万9,000円の減額となります。

款2国庫支出金、項1国庫負担金につきまして11万8,000円の減額。

款5道支出金、項1道負担金につきまして11万8,000円の減額となります。

5ページ、6ページをお開きください。款7財産収入、目1利子及配当金で3,000円の減額となります。

款8繰入金の一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金などで663万7,000円の追加、その他一般会計繰入金として80万5,000円の追加となります。次の基金繰入金は、財源補てんなど国保基金からの繰入金を896万9,000円減額するものでございます。

款9の繰越金は前年度繰越金として313万4,000円を追加するものです。

それでは条文に戻っていただきまして、第1条第2項におきましてそれぞれの補正額を款項ごとに第1表で整理させていただいたものでございます。

以上、説明申し上げましたのでご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 89 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 90 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、議案第 90 号 平成 27 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 90 号 平成 27 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして内容の説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う減額であり、歳入では後期高齢者医療保険料の減額、低所得者対策である保険基盤安定繰入金の追加、一般会計繰入金の減額という内容になります。

第 1 条といたしまして歳入歳出予算の総額から 444 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8,860 万 5,000 円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので、5 ページ、6 ページをお開きください。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、広域連合事務負担金の額の確定により事務負担金で 45 万 9,000 円の減額、保険料等の負担金で 398 万 5,000 円の減額となります。

続きまして歳入をご説明申し上げますので 3 ページ、4 ページをお開きください。款 1 後期高齢者医療保険料につきましては、当初賦課額の確定により特別徴収、普通

徴収を合わせて 437 万円の減額となります。

款 2 繰入金の一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金 75 万 9,000 円の減額及び低所得者対策である保険基盤安定繰入金は 25 万 5,000 円の追加となります。

款 3 繰越金につきましては、前年度繰越金で 43 万円の追加となります。

それでは、第 1 条の第 2 項に戻っていただきまして第 1 表において、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、原案にご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 90 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 91 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、議案第 91 号 平成 27 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 91 号 平成 27 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では人件費、時間外の増額と事業精査に伴う保険給付費と地域支援事業費の調整と前年度繰越金の基金積立金の追加であり、歳入では、賦課決定による保険料の増額と手数料及び国庫支出金等の調整、前年度繰越金の追加、基金繰入金の減額等により補正するものであります。

第1条、第1項といたしまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ118万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億3,397万9,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので7ページ、8ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の総務一般事務では、給与費の職員手当の時間外の補正で26万5,000円を補正するものでございます。次に、事業精査によりまして款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費では620万円の減額補正となります。次に、目6地域密着型介護サービス給付費では500万円の増額となります。次に、項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費で120万円の増額補正となります。

次に、9ページ、10ページをお開きください。款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目2二次予防事業費では通所型介護予防と訪問型介護予防事業で運動指導講師謝礼としまして2万3,000円の増額補正。需用費、消耗事業では2万3,000円の減額補正となっております。項2包括的支援・任意事業費、目6任意事業費では、ホームヘルパー等派遣事業の精査を行いまして25万9,000円の減額補正とするものでございます。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金では、基金利息の増額と前年度繰越金の積み立てによる増額補正でございます。

続いて歳入にお戻りいただきたいと思います。3ページ、4ページをお開きください。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節2現年度普通徴収分で、これは賦課決定によりまして68万円の増額補正となります。

次に、款2手数料、項1手数料、目1地域支援介護予防事業手数料では、事業精査により15万6,000円の減額補正となります。

次に、地域支援事業の事業精査によりまして款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援介護予防事業交付金では3万9,000円の増額補正、目3地域支援包括的支

援・任意事業交付金では10万円の減額補正となります。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業交付金では4万4,000円の増額補正となります。

款5道支出金、項2道補助金、目1地域支援介護予防事業交付金では1万9,000円の増額。目2地域支援包括的支援・任意事業交付金では5万円の減額補正となります。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及配当金、節1基金利子では介護給付費準備基金利子で1万6,000円の増額でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2地域支援介護予防事業繰入金では、財源の手数料が減額となったことから一般会計の繰入金が1万9,000円の増額となります。

次に、5ページ、6ページになります、お開きください。目3地域支援包括的支援・任意事業繰入金では、地域支援事業精査により事業費減に伴いまして5万円の減額補正となります。目4その他一般会計繰入金、節1事業費繰入金では人件費、時間外増額分の財源といたしまして26万5,000円の増額です。項2基金繰入金、目1基金繰入金では、地域支援事業の精査と保険料の増額により基金取り崩し額が減額となりましたことから70万4,000円を減額補正するものでございます。

次に、款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金については、前年度繰越金116万1,000円を追加するものです。

それでは条文に戻っていただきまして、第1条第2項に定める第1表は、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたものでございます。

原案にご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第91号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1 時 59 分

再開 午後 2 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 92 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 26、議案第 92 号 平成 27 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 92 号 平成 27 年度津別町下水道事業特別会計予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、歳入歳出とも事業完了に伴う精査が主なものでございます。第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 459 万円を減額し、予算総額を 5 億 8,901 万 9,000 円とする補正をお願いするものでございます。

歳出から主なものについてご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 3 職員手当等、給与費において時間外が業務量の増により 30 万円の追加、節 27 公課費、総務管理経費において消費税の確定により消費税 295 万 8,000 円の減額となります。

款 2 特環下水道費については、事業完了精査により工事請負費、備品購入費においてそれぞれ減額となり 104 万 3,000 円の減額となります。

7 ページ、8 ページの款 5 公債費につきましては、利息確定に伴う精査で目 1 元金、節 23 償還金利子及割引料が 6,000 円の追加。目 2 利子、節 23 償還金利子及割引料が 89 万 5,000 円の減額となります。

3 ページの歳入にお戻り願います。款 4 繰入金は、一般会計繰入金が歳入歳出の精査により 935 万 5,000 円の減額となります。

款 5 繰越金は、決算認定による確定額によりまして 414 万 1,000 円の増額。

款 6 諸収入は、雑入で町道改良工事完了に伴う汚水桝等移設補償費分の精査が 11 万 9,000 円の減額、消費税還付金として 73 万 6,000 円の増額、消費税還付加算金として 7,000 円の増額となるものです。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 92 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 93 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、議案第 93 号 平成 27 年度津別町簡易水道事業特

別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君）　ただいま上程となりました議案第 93 号　平成 27 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、歳入歳出とも事業完了に伴う精査が主なものでございます。第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 44 万 8,000 円を減額し、予算の総額を 4,267 万 8,000 円とする補正をお願いするものでございます。

歳出からご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 3 職員手当等給与費において時間外が業務量の増に伴い 3 万円の追加、給水施設管理経費、節 11 需用費において電気料値上げに伴い 10 万 3,000 円の追加、18 節備品購入費は、水道業務用車両 1 台の購入精査として 43 万 5,000 円の減額、給水施設整備事業は、量水器の更新工事完了精査として節 15 工事請負費で 2 万 5,000 円、節 16 原材料費で量水器 12 万 1,000 円がそれぞれ減額となります。

3 ページの歳入につきまして款 3 繰入金、一般会計繰入金が歳出歳入の精査により 104 万 4,000 円の減額となり、款 4 繰入金は決算認定により額が確定いたしましたので 59 万 6,000 円の増額となります。失礼しました、繰越金です。繰越金が 59 万 6,000 円の増額となります。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 93 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 94 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 28、議案第 94 号 平成 27 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 94 号 平成 27 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、新企業会計導入における過年度収入の整理及び事業完了による精査が主なものでございます。

第 2 条としまして、収益的収入及び支出の収入の部において款 1 水道事業収益について 1,741 万 7,000 円を増額し、支出の部において款 1 水道事業費用について 16 万 7,000 円の追加をお願いするものでございます。3 ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入の部において款 1 水道事業収益、項 2 営業外収益、目 3 長期前受金戻入として目を追加し 1,741 万 7,000 円を増額をするものです。これは剰余金として整理していた補助金等を長期前受金として振り替えを行い、本年度、原価償却分を長期前受金戻入としたもので、収入として整理はしますが、現金の動きはありませんので現金預金の増加はありません。

支出の部ですが款 1 水道事業費用、項 1 営業費用において目 1 原水及び浄水費は光熱水費が電気料値上げにより 1 万 4,000 円の追加。目 3 総係費は臨時筆耕賃金が 15 万 3,000 円の追加となります。

次に、4 ページ、資本的収入及び支出については事業完了による精査で、収入の部において目 1 工事負担金が 1 万 1,000 円の減額となり、支出の部については目 1 配水施設設置費が 41 万 6,000 円の減額、目 2 メーター設置費が 10 万 6,000 円の減額となります。

最初の条文にお戻りいただき、第 3 条につきましては予算第 4 条本文の括弧書き中をそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額をただいまご説明しましたとおり補正するものでございます。

1 ページ、2 ページは予算補正実施計画として款項目区分に整理したものでございます。5 ページからは財務諸表となります。5 ページのキャッシュフローにつきましては、今回の補正により当年度純利益は表の一番上、2,143 万円となりますが、現金の動きはありませんので 6 行目長期前受金戻入額として 1,741 万 7,000 円の減額となり、資金期末残高は一番下 2 億 5,824 万 9,000 円となります。6 ページから 8 ページは貸借対照表となります。流動資産の現金預金は 6 ページの下から 6 行目、2 億 5,824 万 9,000 円と予定しております。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 94 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 29、意見書案第 12 号 子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） 〔登壇〕 ただいま上程となりました子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を求める意見書について提案いたしますので、よろしくお願いいたします。

少子化の進行は一層の人口減をもたらし、今後の社会経済や社会保障に影響を及ぼすとともに、過疎地においては既に集落の崩壊と遠からず自治体の存在をも懸念しなければならない状況にあります。

そのために、当町では厳しい財政の中から子どもの医療費を中学 3 年生まで無料化するなど、子育てしやすい環境づくりに努力しているところです。

子育て家庭の経済的負担を軽減することは、少子化対策の重要施策ととらえ、すべての都道府県で医療費補助を実施し、市町村も財政能力の範囲で上乗せしている実態にあります。

しかし、国においては何らの措置も講じていないばかりか、国民健康保険財政調整交付金を削減するというペナルティを課しています。今や日本の人口問題は喫緊の課題であり、だからこそ国も少子化担当大臣を配置し、子育て環境の改善に力を入れ、人口減少を食い止めようとしているのではないのでしょうか。

少子化対策に努力している自治体へのペナルティは、国みずからの政策に矛盾するものであり、納得できるものではありません。

以上のことから、下記事項について強く要望します。

子どもの医療費を無料化することと国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティを廃止すること、この 2 点を要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 30、意見書案第 13 号 T P P 「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6 番、藤原英男君。

○6 番（藤原英男君） 〔登壇〕 ただいま上程となりました意見書案第 13 号 T P P 「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本年 10 月 5 日に T P P 大筋合意が発表されて以降、同交渉における合意内容が、我が国がかつてないほどの市場開放に迫られる結果に内外関係者はもとより、生産現場からは強い失望感と同時に政府首脳の交渉姿勢に不信や憤り、また不安を抱えており、家族経営を中核とした我が町の農村社会及び地域経済の疲弊を招くことが懸念されております。

よって、政府においては、国会における承認手続きに入る前に交渉過程を含め徹底した情報公開を行い、T P P 合意内容の全容と影響などについて国民各層に対する説明責任を果たすことと、また、国会においては、衆参両院の農林水産委員会における国会決議との整合性について真摯に徹底した検証を行うこと。その結果、国会決議に

違反すると判断された場合は、速やかにＴＰＰ合意を撤回することを強く要望するといふものであります。

提出先につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣はじめ関係大臣でございます。

趣旨をご理解いただきご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 31、報告第 12 号 平成 27 年度定例監査の報告についてを議題とします。

監査委員から、平成 27 年度定例監査の報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 32、報告第 13 号 例月出納検査の報告について、平成 27 年度 8 月分、9 月分、10 月分を議題とします。

監査委員から、平成 27 年度 8 月分、9 月分、10 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

これで平成 27 年第 8 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2 時 30 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員